

鳥取県私立学校教職員退職金給付財源補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第4条の規定に基づき、鳥取県私立学校教職員退職金給付財源補助金(以下「本補助金」という。)の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、私立学校教職員に対する退職金給付の円滑な実施に資することにより、私立学校の振興を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的を達成するため、別表の第1欄に掲げる者が行う同表の第2欄に掲げる事業(以下「補助事業」という。)について、その者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費の額に、同表の第4欄に定める率を乗じて得た額以下とする。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、毎年6月10日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 規則第5条の申請書に添付すべき同条第3号に規定する書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 会員名簿

(2) 一般社団法人鳥取県私学振興会退職金給付資金給付事業の実施に関する業務方法書(以下「業務方法書」という。)第6条に基づく理事会議事録の写し

(3) 定款及び業務方法書

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、交付申請を受けた日から起算して、原則として60日が経過する日までの間に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

(承認を要しない変更等)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、別表の第5欄に掲げるもの以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から10日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合 交付決定を受けた年度の翌年度の4月30日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(雑則)

第8条 規則及びこの要綱に定めるものの他、本補助金の交付について必要な事項は、子育て・人財局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年4月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年5月31日から施行し、平成19年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年6月25日から施行し、平成25年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年3月19日から施行し、平成26年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年 月 日から施行し、平成31年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年7月5日から施行し、令和元年度（平成31年度）の補助金から適用する。

別表（第3条、第6条関係）

1 本補助金の交付を受けることができる者	2 補助事業	3 補助対象経費	4 補助率	5 重要な変更
一般社団法人 鳥取県私学振 興会	業務方法書に基づいて実施される退職金給付資金給付事業	業務方法書第3条に規定する標準給与 月額の各月の総額 ※当該年度4月～3月分を対象	36/1000	本補助金の増額又は2割以上の減額を伴うもの